



平成23年10月7日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年9月26日に公布・施行された台風12号に係る激甚災害指定の政令について、10月4日、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記の激甚災害指定について、中小企業信用保険法に基づく災害関係保証の特例等の措置を適用する区域を追加するものです。

I 政令改正の概要

本改正は、次の市町村の区域において、激甚災害指定基準（局激）を満たすことが明らかとなったため、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置を適用する区域を追加するものです。

よしのぐんてんかわむら たなべし しんぐうし ひだかぐんひだかがわちよう
奈良県吉野郡天川村、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県日高郡日高川町、
ひがしむろぐんなちかつうらちよう ひがしむろぐんこざがわちよう
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、和歌山県東牟婁郡古座川町

【局激指定基準】

$$\text{市町村内の中小企業関係被害額 (1千万円以上)} > \text{当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$$

(ただし、これに該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。)

II 適用される措置の概要

1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引上げの特例措置を行います。
2. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できます。

Ⅲ 日程

10月4日(火) 閣議

10月7日(金) 公布

政令第三百十二号

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「並びに奈良県吉野郡十津川村」を「、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。